

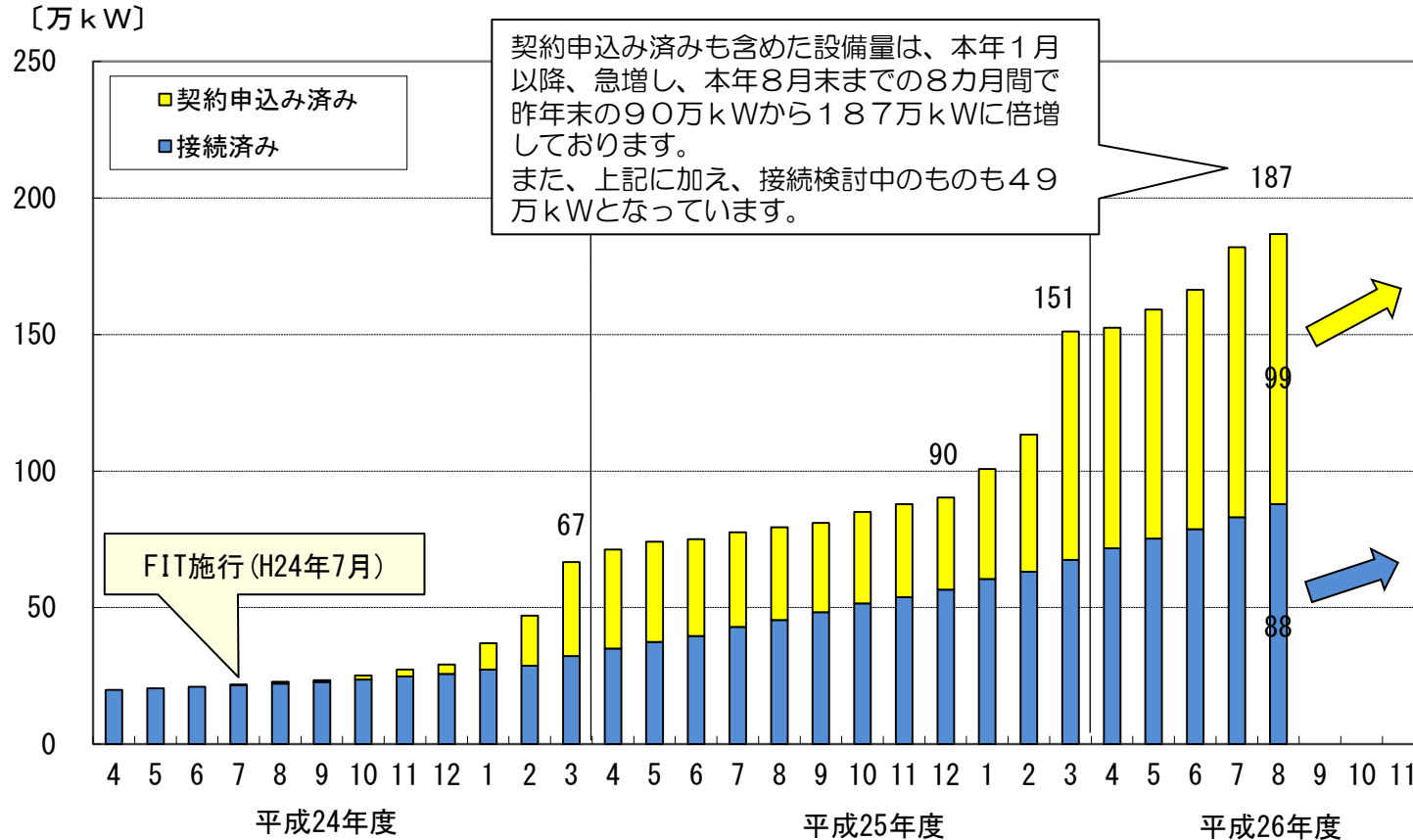
再生可能エネルギー発電設備の契約申込み に対する一時的な回答保留について

平成26年 9月30日

四国電力株式会社

1. 太陽光発電設備の接続済みおよび契約申込み済みの状況

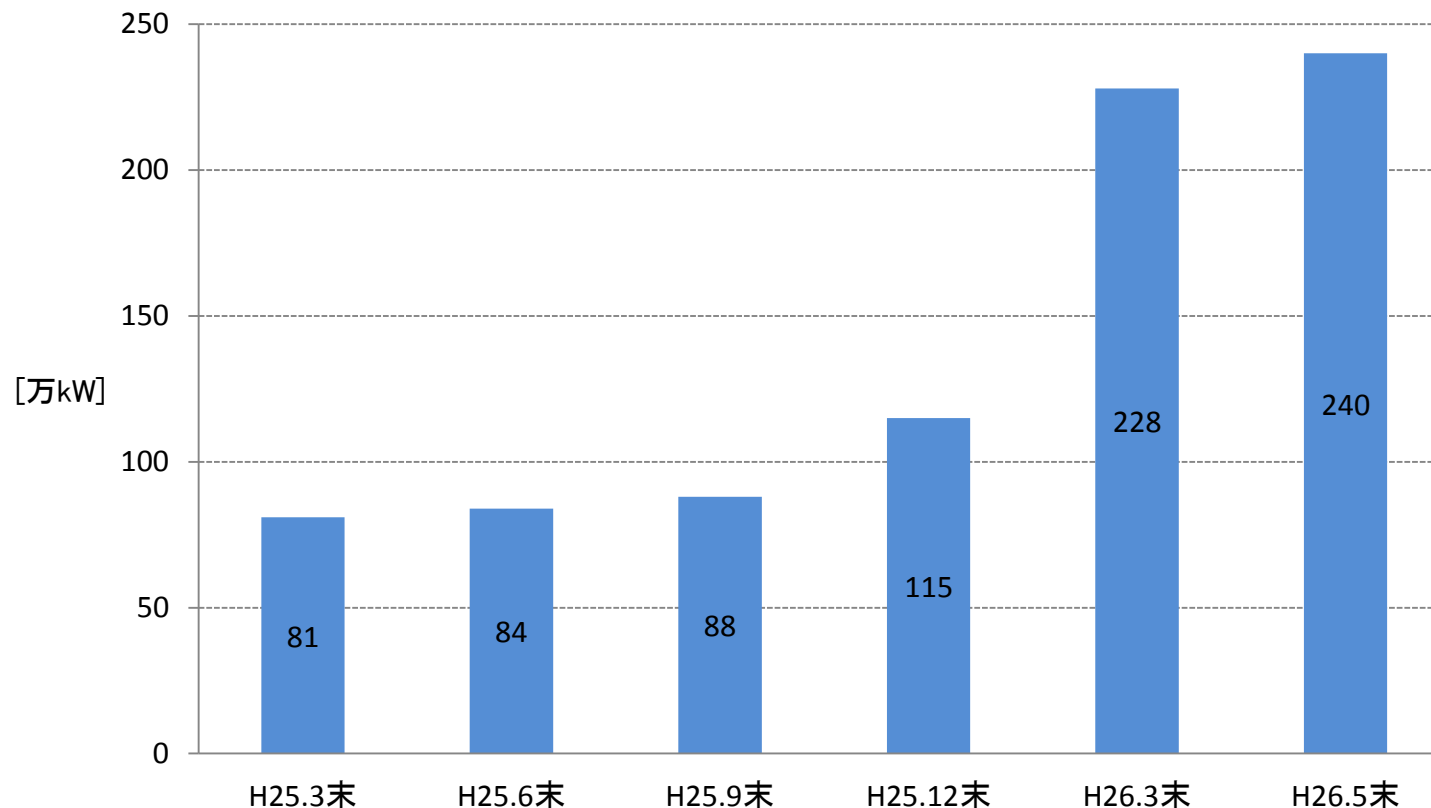
平成24年7月の固定価格買取制度の開始以降、当社管内においては、再生可能エネルギー（以下、再エネ）発電設備の導入が進んでおり、特に急速に普及拡大している太陽光発電については、当社系統への接続済みおよび契約申込み済みの設備量が、本年8月末時点で、約190万kWとなっております。



※上記のほか、当社より融通送電を行っている関西電力管内の淡路島南部において、接続済みおよび契約申込み済みの太陽光発電設備が約11万kWあります。

2. 太陽光発電設備の設備認定の状況

また、四国における太陽光発電の設備認定量については、本年5月末現在で240万kWとなっております。



※ 上記のほか、FIT制度開始以前の運開分が23万kW程度あり、それを加えるとH26.5末で263万kWとなります。

3. 再エネ発電設備全体の導入状況

その他の再エネ発電設備の当社系統への接続済みおよび契約申込み済みの設備量については、本年8月末時点で、風力発電は34万kW程度、バイオマス発電は7万kW程度、小水力発電は0.2万kW程度となっております。

これらから、再エネ発電設備全体の導入状況としては以下のとおりとなっております。

[万kW]

	太陽光	風力	バイオマス	小水力	合計
接続済み+契約申込み済み [H26年8月末現在]	187 (222)	34 (60) ^{※2}	7 ^{※3}	0.2	228 (289) ^{※1}
設備認定量 ^{※4} [H26年5月末現在]	263	19	8	0.7	290

※1 ()内は、淡路島南部分(太陽光;約11万kW, 風力;約4万kW)、接続検討中であるが契約申込みの受付分(太陽光;約24万kW)、および既に具体化している風力案件を含めた量です。

※2 現時点で既に具体化している案件を含めると、概ね風力の受付量として設定している60万kWに達する見込みです。

※3 自家発電設備等を活用した混焼設備は除いております。

※4 FIT制度開始以前の運開分(移行認定分)を含んでおります。

4. 当社の需要の状況

一方、当社管内の需要については、以下のとおり、軽負荷期（休日12時）では250万kW程度であり、設備認定量（290万kW）ではすでにこれを上回るレベルとなっており、契約申込み済を含めた再エネ発電設備量（228万kW）でみても、早晚これを上回ることが予想され、今後再エネ発電設備の大量導入に伴う調整力不足が懸念されます。

H26年 軽負荷期	ピーク	平日12時	休日12時	5月4日 12時
需 要	360万kW	340万kW	248万kW	218万kW

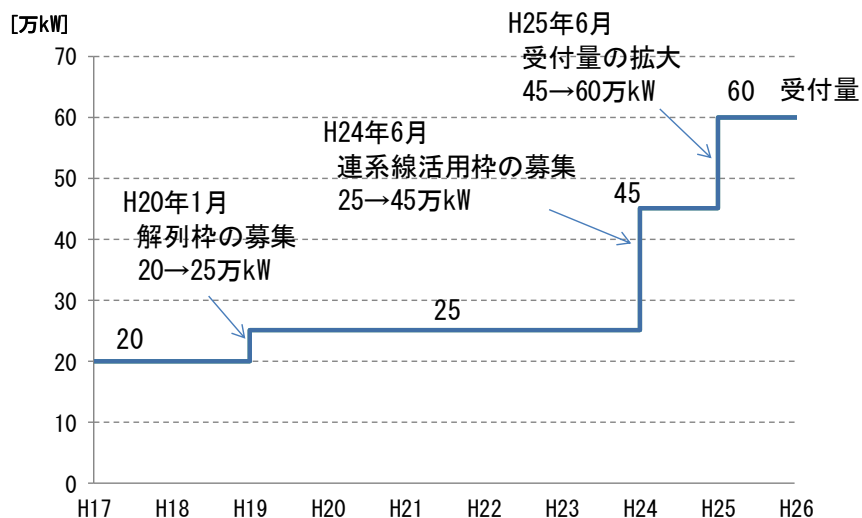
5. 今後の対応について

- 再エネ発電設備からの電気の供給量は、気象条件等により出力が変化いたしますが、昨今の導入状況を踏まえると、自社発電設備等も加えた電気の供給量が、当社の軽負荷期（休日）の需要を上回り、電気の安定供給に支障を生じるおそれが出てまいりました。
- このため当社は、今後、再エネ発電設備の接続可能量について、国における接続可能量の考え方に関する検討状況も踏まえながら、自社発電設備等の運用方法や導入拡大策などを早急に検討の上、結果を取りまとめたいと考えております。
- つきましては、新たに契約申込みを受付する再エネ発電設備に関して、接続可否についての回答を、上記検討結果を取りまとめるまでの間、一時的に保留させていただきますことといたしました。
(当社より融通送電を行っている関西電力管内の淡路島南部に接続する場合も含みます。)
- ただし、住宅用など余剰買取となる10kW未満の太陽光発電設備については、当面の間、回答の保留は行わず、従来どおりの取扱いを継続いたします。
- 当社といたしましては、今後とも、電力の安定供給に万全を期してまいりますので、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

(参考) 再エネの導入拡大に向けた当社の取り組み

○風力連系拡大への対応

- ・ 解列枠の設定や連系線の活用などにより、導入量の拡大をはかってまいりました。



- ・ H20年1月 解列枠の募集
深夜などにおいて運転を一時的に中止していただくことを条件とすることで5万kW拡大
- ・ H24年6月 連系線活用枠の募集
四国から関西・中部へ電力を送電し四国の調整力を増加させることで20万kW拡大
- ・ H25年6月 受付量の拡大
蓄積したデータの分析などにより、平滑化効果の拡大等で15万kW拡大

○バンク逆潮流への対応

- ・ 平成25年5月の「電力品質確保に係わる系統連系技術要件ガイドライン」改正により可能となったバンク逆潮流の対策について、契約申込みに伴い順次実施しております。

	変電所数	バンク数
対策実施箇所※1	43 (20%)※2	65

※1 契約申込み分の運開に合わせて、対策を実施する変電所数、バンク数

※2 変電所数の () 内は全配電用変電所数に対する割合